

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和5年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業事務
②事務の概要	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診 <p>①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者への受診勧奨に関する事務 ⑥番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行うことに関する事務</p>
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理(基本健診、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診、歯周疾患検診(PHR)、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診)システム情報ファイル、宛名情報ファイル、検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保健センター 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月12日	平成29年3月15日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月12日	平成29年3月15日	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月15日	平成30年3月31日	事後	
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	IV-8	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する事務</p> <p>①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握</p>	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</p> <p>具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ・医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ・番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 	事前	
令和4年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>健康管理システム 住基システム 税務情報システム 統合宛名システム</p>	<p>健康管理システム 住基システム 税務情報システム 統合宛名システム 中間サーバー</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	2. 特定個人情報ファイル名	健康管理(がん検診、健康診査、肝炎ウイルス)システム情報ファイル	健康管理(がん検診、健康診査、肝炎ウイルス)システム情報ファイル 宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)番号法第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診</p> <p>①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する事務 ⑥一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者への受診勧奨に関する事務 ⑦番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行うことに関する事務</p>	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診</p> <p>①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者への受診勧奨に関する事務 ⑥番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行うことに関する事務</p>	事後	
令和4年9月12日	<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>③システムの名称</p>	<p>健康管理システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー</p>	<p>健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月12日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	提供・移転しない	2) 十分である	事後	
令和4年9月12日	Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステ ムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	接続しない(入手)	2) 十分である	事後	
令和4年9月12日	Ⅳリスク対策 7.情報提供ネットワークシステ ムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	接続しない(提供)	2) 十分である	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	

